平成２４年（フ）第２８号
富山県滑川市田中町６番地、開始決定時の住所富山県滑川市下小泉町190番地
破産者　浜っ子こと　野末　忠省
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
富山市婦中町小倉116番地
破産者　北山美知子
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
山梨県韮崎市藤井町南下條691―３　シャン・ド・フルリール201、開始決定時の住所山梨県北杜市長坂町小荒間1930―２　リゾナーレ長坂寮306
破産者　冨耒　和之
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
静岡県焼津市道原966番地の６
破産者　永井　明子
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０号
愛知県豊橋市柳生町25番地
破産者　伊藤　晴康
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６１４２号
京都市上京区千本通中立売下る亀屋町57番地１　西陣ロイヤルハイツ605号
破産者　原田　　尚
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１０号
大阪府藤井寺市小山７丁目17番16号
破産者　中野　数吉
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６７号
大阪府茨木市西中条町14番21―108号、開始決定時の住所大阪府茨木市上穂積２丁目９番27号
破産者　大西　正章
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９１号
大阪市浪速区恵美須東１丁目22番１号
破産者　玉家こと　丹波　　剛
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８５号
大阪府寝屋川市石津南町19番１―1110号
破産者　前地　孝好
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６２号
大阪府茨木市若園町24番10号
破産者　大石　輝男
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６７号
大阪市鶴見区横堤１丁目５番25号
破産者　西村　香織（旧姓惠）
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７０号
大阪市平野区喜連東３―10―６―803　藤澤すわ子方、住民票上の住所大阪府寝屋川市国松町７番17号
破産者　前川　好子
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８１号
大阪市天王寺区清水谷町16番23号　江見マンションＢ02号
破産者　村田　紀子
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２７号
兵庫県宝塚市紅葉ガ丘１番６号
破産者　窪田　　篤
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４７号
大阪市住吉区苅田１丁目12番13―503号
破産者　田中　英仁
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目21番11号、前住所大阪府松原市丹南４丁目113番地の94
破産者　髙三　範行
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
大阪府松原市天美東７丁目４番４号
破産者　喜納　　敦
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７７号
堺市南区桃山台４丁21番４―206号
破産者　渡邉　文夫
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係